

## 博物館資料保存論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 次の(1)～(3)の文章の( )にあてはまる適切な語句を、それぞれ□の  
ア～エから選び、解答欄にはその記号を記しなさい。(各4点)

(1) 明治30(1897)年に公布された古社寺保存法は、明治4(1871)年布告の( ① )を引き継いで制定されたもので、歴史の徴証や美術の規範となる建造物と宝物類を、内務大臣が「特別保護建造物」または「( ② )」とすることを認め、保存金を支出することなどを定めるものであった。

(2) 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」<平成25年環境省告示第83号>では、「人と動物の共通感染症に係る知識の習得等」について、次のように示して対応が求められている。

管理者は、人と動物の共通感染症及びその( ③ )に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう( ④ )機関等との連絡体制を整備するように努めること。

(3) 自然災害に対する収蔵庫の危機管理において、適切とは言えない対応は( ⑤ )ことである。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ① ア. 神仏判然令  | イ. 古器旧物保存方      |
| ウ. 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律                                  | エ. 史跡名勝天然記念物保存法 |
| ② ア. 伝統工芸品  | イ. 重要美術品        |
| ウ. 重要文化財  | エ. 国宝           |
| ③ ア. 予防   | イ. 症状           |
| ウ. 治療   | エ. 隔離           |
| ④ ア. 社会教育   | イ. 社会福祉         |
| ウ. 公衆衛生   | エ. 動物保護         |
| ⑤ ア. 高さのある資料や作品を立て掛けラック等に収納している場合には、ラックが倒れないようにしておく |                 |
| イ. 彫刻等の不安定な作品は木箱に入れ、転倒しないようにさらし布でラックに縛るなどの措置をとる     |                 |
| ウ. 博物館を建設する場合、浸水被害を少なくするため、収蔵庫の場所は地下を避ける            |                 |
| エ. 停電した場合の温湿度管理に備えて、収蔵庫内に可動式の空調機器と自家発電機を設置しておく      |                 |

2. 次の①～⑥の用語の中から4つ選択し、その番号を記し簡潔に説明しなさい。(5つ以上を回答した場合は無効とする) (各5点)

- ① 保存カルテ
- ② クリモグラフ
- ③ 現状維持修理
- ④ 可逆性
- ⑤ 文化財防災ウイール
- ⑥ 絶対湿度

3. 動物園や水族館では飼育資料の増減簿が作成される。この増減簿について、飼育生体の「増」と「減」の事由を説明し、作成の目的を資料保存の観点から200字以内で述べなさい。(15点)

4. 博物館資料において生物被害を発見，または博物館資料やその周囲で有害生物の生息の可能性が生じた場合，初期対応（殺虫・殺菌の処置前）として実践すべきことを200字以内で述べなさい。（15点）

5. 文化遺産の保全に及ぼす災害の影響とその予防法について下記の用語を全て用いて400字以内で述べなさい。なお，使用した用語の箇所には下線を引くこと。（30点）

1. 文化財保護法

2. 国連気候変動枠組条約

3. ハザードマップ

4. 減災・備災

5. 文化財レスキュー

6. 文化財登録制度